

第一章 解釈改憲のからくり その 1

——「昭和 47 年政府見解」の読み替え

■はじめに—— 安保法制の集団的自衛権行使は「憲法違反」

2015 年 7 月 16 日、衆議院の本会議で、集団的自衛権行使などを可能にする安保法制が与党の賛成により可決されました。前日の平和安全特別委員会において、安倍総理自らが「世論調査等の結果から、残念ながらまだ国民の皆様が十分に御理解をいただいているという状況ではない」と認めながらの強行採決でした。

7 月 24 日、参議院で審議が始まりました。しかし、参議院は、憲法の定めにより 60 日以内に法案が議決されない場合は、衆議院で 3 分の 2 以上の多数で再可決をし、安保法制を成立させることができます。

もはや、参議院議員だけでは、安保法制を止めることはできません。

今からお話しすることは、なぜ、集団的自衛権行使の解釈改憲が「憲法違反」であり、「違憲」なのかのご説明です。

安保法制の審議の最中の 6 月 4 日、衆議院憲法審査会で、三名の憲法学者の方々が「違憲だ」とおっしゃいました。そのうちのお一人は与党が推薦した参考人でした。しかし、安倍政権は引き続き「合憲だ」と主張しています。

一体どちらが正しいのでしょうか。それを、目からウロコに分かりやすくご説明します。

最初に答えを申し上げると、明らかな「違憲」です。

実は、真相を知っていただければ、高校生あるいは中学生でも理解してもらえるような、真っ黒な「違憲」です。

ですから、このお話は、あらゆる国民の皆さんの主義主張を超えて、——国民の皆様の中には、集団的自衛権行使に反対の方もいれば、賛成の方も

いれば、よく分からないという方などがそれぞれいらっしゃると思いますが、そうしたすべての考えの違いを超えて——、わたしたちの日本が法治国家であり、民主主義の国であるために、まずは、主権者である国民の皆さんの手に「憲法を取り戻す」ためのご説明になります。

憲法は安倍総理のものではなく、また、自民党などの与党のものでもありません。憲法の所有者はただ一人。憲法は、主権者である国民の皆さまだけのものです。

国民の皆さまがそれぞれいろんな憲法や安全保障についての考えがあるにしても、国民の皆さんの憲法改正の国民投票がないのに、時の内閣総理大臣とそれを支える与党が「違憲」の解釈変更をし、それにもとづいて「違憲」の安保法制という法律を数にものを言わせて成立させることは絶対に許されません。

戦後最も国会で審議し一貫した解釈を確立してきた憲法 9 条、しかも、国家権力の最大の発動である武力行使ですらこんなことができるのでしたら、それは、日本という国が、今この瞬間も、そして将来においても永遠に、法治国家として、そして、国民の皆さまが主人公であり主権者である民主主義の国でなくなってしまうことを意味するのです。

また、このお話は、憲法 9 条の解釈改憲、集団的自衛権行使の解釈改憲の核心に迫り、それを根底から否定するものです。解釈改憲が倒れれば、11 本の法律の安保法制も、根こそぎ倒れます。

安倍政権は昨年 7 月 1 日にこの解釈改憲を 7.1 閣議決定で強行し、そして、それにもとづいて違憲の安保法制を国会に提出していますから、当然、政治責任をとらなければいけません。

また、米政府や 4 月 29 日には米国会で、安保法制を「この夏までに、成就させます」、「この夏までに、必ず実現します」と勝手な国際公約までしていますから、外交責任をとらなければいけません。まさに安保法制を止めて、安倍政権に退陣していただくための核心論点です。

今からお話しすることを国民の皆さんに知っていただいて、皆さんにこれはおかしいと言っていただければ、安保法制を倒すことができます。それは、

時計の針を一年前に、たった一年前に戻し、国民の皆さまの憲法と日本の民主主義を取り戻すことです。そして、まともな政治を取り戻した後で、日本の外交や安全保障政策のあり方について、国会や社会で健全な議論を行えばよいのです。

1. 確立していた集団的自衛権行使の憲法 9 条解釈

—— 憲法改正以外に不可能

初めにお話しさせていただくことは、昨年の 7 月 1 日の 7.1 閣議決定によって解釈改憲される前の、憲法 9 条と集団的自衛権の関係についてです。

昨年の 7 月 1 日まで、長年の国会審議を通じて、「憲法 9 条と集団的自衛権の行使については、解釈の変更の余地すらなく、憲法 9 条の条文そのものを変えなければできない。つまり、憲法改正以外に手段がない。」というのが、確立された憲法 9 条の解釈でした。解釈変更ではあらゆる集団的自衛権行使は不可能、憲法 9 条の条文そのものを変えない限りできない、というものです。

その代表的な答弁ですが、当時の角田内閣法制局長官という方が言っています。

昭和58年2月22日 角田 長官答弁

○角田(禮)内閣法制局長官

集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、**憲法改正という手段を当然とらざるを得ない**と思います。したがって、**そういう手段をとらない限りできない**ということになると思います。

○安倍外務大臣

法制局長官の述べたとおりであります。

○谷川防衛庁長官

法制局長官の述べたとおりでございます。

角田法制局長官は、もし、集団的自衛権行使を憲法上認めたいのであれば、それは憲法改正という手段を当然とらざるを得ない、憲法改正しない限りできない、と明確に言い切っています。

これは昭和 58 年の衆議院予算委員会での答弁です。

続けて、質疑者の議員から、「わが国の憲法では集団的自衛権の行使はできない、これは政府の解釈である、この解釈をできるという解釈に変えるためには、憲法改正という手段をとらない限りできない。この角田内閣法制局長官の見解は、外務大臣、防衛庁長官、一致ですか」と、重ねて問われた安倍外務大臣は、「法制局長官の述べたとおりであります。」と答えています。この当時の安倍外務大臣とは、安倍晋太郎さん。安倍総理のお父さんです。

次の谷川防衛庁長官は、今では防衛省の大臣になります。彼も、「法制局長官の述べたとおりでございます。」と答えています。

また、平成 2 年 10 月 24 日、当時の工藤内閣法制局長官はこの角田長官の答弁を追認するかたちで「集団的自衛権行使を憲法上認めるためには、憲法改正以外に手段がない」という趣旨を答弁するなど、単に「集団的自衛権行使は憲法違反である」と言うだけではなく、法的には全く同じ意味ではありますが、「憲法 9 条の条文を変えない限り、集団的自衛権の行使は不可能」と明言した政府答弁は複数あります。

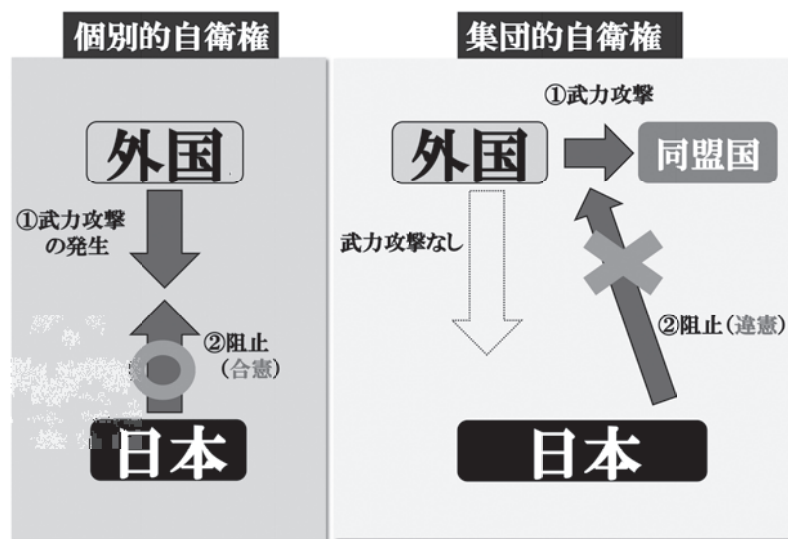
憲法 9 条は、あやふやだというような、誤った議論が一部の国会議員などを中心にされてきましたが、これは全くの間違いで、憲法 9 条は憲法制定議会、そして、戦後すぐの議会のときから一貫してその基本的な考え方は変わっていません。

それは、戦争の放棄や戦力の不保持などを明確に定めた憲法 9 条は、その条文の日本語を素直に受け止めて、「我が国として国際関係において実力の行使を行うことを一切禁じているように見える」(平成 16 年政府答弁書)、つまり、日本は国として一切の戦い——武力を行使すること——が禁止されているように見えるのだけれども、「日本が外国による武力攻撃、つまり、日本が外国から侵略を受けることがあった場合に、それから何の罪もない日本国民の生命を守るために、その外国の軍隊の攻撃を正当防衛で防いで跳ね返し、その侵略行為を排除すること」、これだけはできる、と。逆に、だから、「日本は武力攻撃を受けずに同盟国のみが侵略を受けている状況で、その同盟国

を助けるために行う武力行使である、集団的自衛権の行使」はできない、と。この完璧過ぎる論理、とてもシンプルで合理的な考え方が一貫しているのです。

だから安倍総理のような、いろんな政治家がなんとかして9条を壊そうとしましたが、60年以上壊せなかったのです。

ところが、「憲法9条の条文そのものを変える、憲法改正以外に手段がない」とされていた集団的自衛権の行使が、なぜ、7.1閣議決定による「解釈の変更」で可能になったのかというと、それは根本でめちゃくちゃなインチキをしているからです。



第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

安倍内閣は、なぜ憲法の条文そのものを改正しない限りできないと言われていた集団的自衛権の行使ができると主張しているのか。

私は、衆議院の平和安全特別委員会が始まる前から、参議院でそのインチキの「からくり」を暴き、政府を厳しく追及してきました。そして、安保法制を審議する特別委員会でも民主党の国会議員により、さらなる追及が重ねられていたのですが、まさに、安倍総理と与党は、国民の皆さまやマスコミにそのからくりが十分ご理解される前に、強行採決をしたのです。

憲法9条は国会で最も論議されてきた条文なので、これまで憲法9条と集団的自衛権行使の関係について何度も政府見解（政府としての憲法解釈）が出されています。ただ、その内容は法的には全く同じです。当たり前です。だって、法治国家として、憲法解釈は一貫しているのですから。

ところが、憲法9条の数ある政府見解の中で、昭和47年に作られ国会に提出された「昭和47年政府見解」というものだけが唯一、安倍政権にとって解釈改憲をできる「余地」があったのです。その「余地」というものを今からご説明します。

2. 昭和47年政府見解の読み替え

——昭和47年政府見解に集団的自衛権行使が存在していたという主張

これは、びっくり仰天されるお話です。

一言で言うと、昨年の安倍政権の7月1日の閣議決定による解釈改憲というのは、「昭和47年政府見解の中に、実は集団的自衛権の行使が書かれていたんだ」、というものです。

昭和47年ですので、昨年だとちょうど42年前なんですけど、42年ぶりに昭和47年見解を丁寧に読み直してきたら、実はその中に、元々ですね、昭和47年の当時から、「憲法9条で集団的自衛権の行使が可能です」と書かれていたと彼らは言っているんです。

ほんとうにそう言っているんです。去年の7.1閣議決定の中にも、しっかりとそう断言しているんです。

え？ 昭和47年政府見解の中のどこに書いてあるの？ と言うと、これは閣議決定で解釈改憲をやった後の7月14日の国会で、与党議員が現在の横畠

内閣法制局長官との質疑を行った、その時使ったフリップの複製ですが、これをよく見てください。まず、書いてある言葉の意味を上から順番にご説明します。元々抜けている内容もおぎなっていますね。

昭和47年（1972）の政府見解のポイント （第3段落）

基本的な論理①

憲法は、第9条において、…前文において、…第13条において、…わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。

基本的な論理②

しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないものであって、それは、あくまで**外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれからの権利を守るための止むを得ない措置**としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、**右の事態を排除するためとらるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。**

帰結（あてはめ）

そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

平成26年7月14日 予算委員会

憲法は、第9条において、戦争の放棄や戦力の不保持などを定めている。けれども、憲法の前文において、日本国民の平和的生存権、日本国民が外国の侵略を受けた時に殺されてはならないという平和的生存権を定めているし、憲法13条において、国家は国民の命を最大限守りなさいと書いてある。

だから、日本という国が、国としての主権をちゃんと維持して、国民が平和のうちに生きていく。そういうことまでは憲法9条であっても放棄していないはずだ。

したがって、その国民の生命、生存と書いてありますけれど、生命を守るための必要な自衛の措置、分かりやすく言えば戦いをする事までは憲法9条が放棄しているとは解されない。

しかしながら、だからと言って、戦いができるからといって、日本は平和主義の憲法だから、なんでもかんでもできるわけではありません。

その国民の生命を守るためのギリギリの戦いというのは、平和主義の基本原則の憲法なんだから、それは無制限ではない。戦いというのは無制限ではなくて平和主義の制限に服さなければいけないんだということを言っています。

そうすると、結論として、それはあくまで外国の武力攻撃によって日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる、そういう、究極の事態があった時に、そうした事態から国民のかけがえのない生命や権利を守るためのやむを得ない措置として必要最小限度の戦いだけができるんだという考え方になります。

こうした考え方を、分かりやすく言えば、日本という国が、武力を用いた戦いである武力行使ができるのは、日本に対して外国の武力攻撃が発生するという急迫、不正の侵害に対処する場合に限られる。そうすると、集団的自衛権の行使というのは、そもそもその定義からして、「日本に対する外国の武力攻撃は発生していないのだけれども、ある国から武力攻撃を受けている同盟国などを助けるために、日本がその武力攻撃を阻止するために武力行使をする」ことであるので、日本は自分の国に対して外国の武力攻撃が発生した時にしか武力行使ができない以上、集団的自衛権の行使は憲法違反とならざるを得ない、という結論になります。

さて、「帰結（あてはめ）」という箇所に、集団的自衛権という言葉は出てきますが、「集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」と書いてあります。

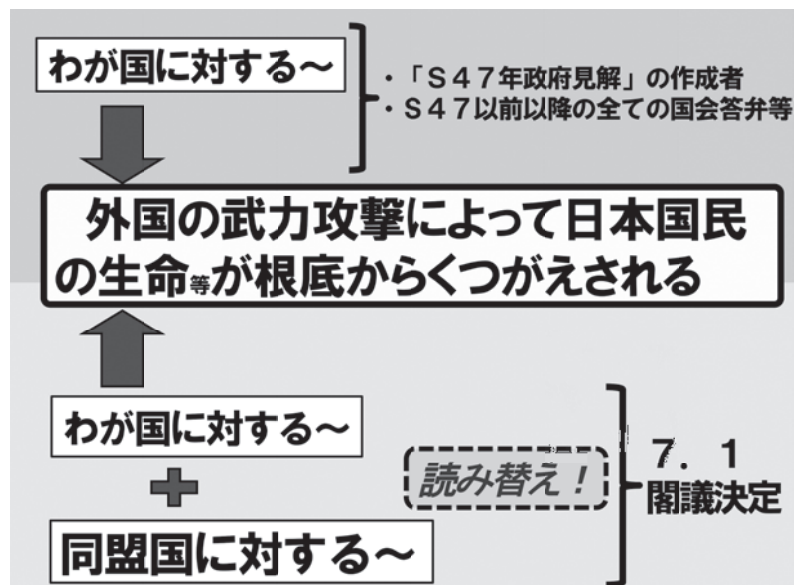
ですから、この昭和 47 年政府見解は、憲法 9 条において集団的自衛権は憲法違反でできないということを記した文書なんです。

ところが安倍政権は、いや違う、と言います。この中に集団的自衛権が認められている文書なんだと。

これから詳しくお話ししますが、たった一言なんです。解釈改憲というのは、実はたった一言の日本語を自分たちの都合のいいように読み替えている、というそれだけの話なんです。

憲法 9 条において集団的自衛権は憲法違反でできないという結論が書かれた「昭和 47 年政府見解」、ここからどうやって、この中に集団的自衛権が認められていると主張することができるのでしょうか。

「基本的な論理②」というところに太い文字で「外国の武力攻撃」という



言葉がありますね。これを、じいーっと、よ〜く見て下さい。

「誰に対する」って、書いてないですよ。

（ここで、「あっ。」と思われた方は、ものすごく鋭いですが、そうでない方も全く気にされず、続きをどうぞ。）

この「外国の武力攻撃」云々という文章ですね。それをそのまま言葉を一部、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利」という所を、短く分かりやすく「日本国民の生命等」と丸めて、まるっきり持ってきました。パネルをご覧ください。

安倍内閣は、この「外国の武力攻撃」って言葉ですが、裸で書かれているじゃないかと言いだめたのです。裸というのは、「誰に対する」ものか限定されていないだろう、と。

普通は、先ほどの説明の内容からして、我が国、日本国に対する外国の武力攻撃によって日本国民の皆さんの生命などが根底からくつがえされる、そういう風に読むはずなんです。安倍政権は、「誰に対するものか限定されていない」というのです。

我が国に対するというのは当然読めるが、それ以外に、日本の大切な国である同盟国、「同盟国に対する」も入っているはずだ、と。

そうするとどうなるかと言うと、「同盟国に対する外国の武力攻撃によって日本国民の生命などが根底からくつがえされる」と。

これに具体的な国の名前を当てはめてみますね。同盟国はアメリカで、外国はイランとします。そうすると、同盟国アメリカに対する外国イラン、「アメリカに対するイランの武力攻撃によって、日本国民の生命などが根底からくつがえされる」。

これって、ホルズム海峡の事例なんですよ。

ええっ？ って、思われましたよね。私も、この話を初めて聞いた時は、耳を疑いました。

実は、昨年（2014年）の7月1日の閣議決定以降、解釈改憲を国会で追及して、

核心的な論点のはずなのに、どうにもこうにも丸つきり噛み合わないところがあったんですね。それで、彼らはひょっとしてこんな風に考えているんじゃないかと薄々思っていたんですけども、これをある時、横畠内閣法制局長官から直接、「実は、こういう風に考えています」と白状させたんですね。そして、次の日の国会で、これは3月24日の国会ですが、さっそく証拠の答弁を取りました。

横畠長官に対して、3月24日の質疑で、「あなたほんとにそう考えているんですか？」という風に聞いたんです。さっきの「外国の武力攻撃」というのは、同盟国、ようするに我が国ではない他国ですが、「同盟国に対する外国の武力攻撃ということも概念に含んでいるんですか？」という風に聞いたんです。そして、そんなものが含まれている、そんな馬鹿なことがあるはずはないんだけど、「でも、含んでいるという風に考え始めたのは、横畠長官、あなたが初めての内閣法制局長官ですか？」と聞いたら、こういう風に答えたんですね。

「同様に考えていた者がいたかどうかは分からないけれど、この昭和47年の政府見解そのものの組立てから、そのような解釈、理解ができる。」

昭和47年見解の「読み替え」平成27年3月24日答弁

○小西洋之君

同盟国、我が国でない他国に対する外国の武力攻撃ということもここに概念的に含まれるというふうに考え出したのは、横畠長官、あなたが初めての法制局長官ということによろしいですね。

○横畠内閣法制局長官

同様に考えていた者がいたかどうかは存じませんが、この昭和四十七年の政府見解そのものの組立てから、そのような解釈、理解ができるということでございます。

つまり、昭和47年政府見解には、「同盟国に対する外国の武力攻撃によって日本国民の生命などが根底からくつがえされる」という集団的自衛権の行使が含まれているんだ、つまり、集団的自衛権行使が憲法9条で認められると書いてあるんだ、と答弁したんですね。

でも、ここで皆さまは、昭和47年政府見解の一番最後の「帰結（あてはめ）」という箇所には、「集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない」と書いてあるじゃないか、とおっしゃると思います。

全くそのとおりです。それが正しい日本語の文章の理解の仕方なんです。しかし、安倍政権の人たちはそのように理解しないんです。

彼らは、この文章を、段落わけしているようにみえますが、実は段落わけしておらず、一つの段落の中に三つの文章が連続してつながっているものを勝手に分けて、一つ目（基本的な論理①）は、憲法9条は戦争の放棄などを定めているが、日本国民の生命にかかわるときはそれを救うための戦いができることを論理としていると言っている。

二つ目の段落（基本的な論理②）は、戦いはできると言っても平和主義の制限に服するので、じゃあどういふときにできるかといったら「外国の武力攻撃によって日本国民（この「国民」が日本国民であることについては彼らも否定はしていません）の生命などが根底からくつがえされるときにそれをまもるために必要最小限度のことはできる、という論理を言っている、と。

この上二つのブロックで憲法解釈としての論理は終わっていて、三つ目はただの「帰結（あてはめ）」、これは何かというと、「我が国に対する外国の武力攻撃」のケースだけをどういふ戦いができるのかを書いてある「基本的な論理②」にあてはめて、その結論を言ったにすぎないと。だから「帰結（あてはめ）」と書いてあるんですね。

これをさらに分かりやすく言うと、彼らは国会でこう説明しているんですね。

昭和47年政府見解には、その作成当時から、二つの武力行使を許容する論理が書かれてあった。一つは、「我が国に対する外国の武力攻撃」の個別的自衛権の論理。もう一つは、「同盟国に対する外国の武力攻撃」の集団的自衛権

の論理。この両方が、憲法9条のもとで合憲であると認めているのが、昭和47年政府見解なんだと。そして、この二つの論理が書かれているのが、「基本的な論理②」なんですと。

しかし、昭和47年当時は、「同盟国に対する外国の武力攻撃」、つまり、アメリカに対するイランの武力攻撃で、日本国民の生命などが根底からくつがえされるようなことが現実には起きるとは考えられていなかったの、そうしたケースを「基本的な論理②」にあてはめてなかった。つまり、集団的自衛権行使が認められる論理を使っていなかったと。だから、集団的自衛権行使が合憲だという結論（帰結）が昭和47年政府見解の中に書かれていなかっただけだと、と言っているんですね。

しかし、昨年7月1日、我々は、アメリカに対するイランの武力攻撃でも日本国民の生命が根底からくつがえされることが現実には起こり得るということに気付いた。ホルムズ海峡の事例です。それで、この新しい事実の発見と言いますか、事実の認識を昭和47年当時から存在する「基本的な論理②」にあてはめると、最後の「帰結（あてはめ）」の部分の結論が変わる、つまり、集団的自衛権行使が許されるという新しい結論が得られた——なぜなら、もともと集団的自衛権行使は「基本的な論理②」の論理の一つとして含まれ

平成27年6月11日 横畠 長官答弁

○小西洋之君

四十七年見解を作ったときに

限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんですね

○横畠内閣法制局長官

法理といたしましては

まさに当時から含まれている

ているから——この新しい結論が「解釈変更」だ、というわけです。

このことを、横畠内閣法制局長官は、安保国会が始まっていた6月11日の答弁でも「限定的な集団的自衛権がまさに昭和47年当時から含まれていた」と簡潔明瞭に認めています。この答弁の中の「法理」という言葉は「法的な論理」という意味です。また、「限定的な集団的自衛権行使」は解釈改憲で安倍内閣が合憲とした、（国際法違反の）特別の集団的自衛権行使ですが、後でご説明します。

実は、「言われてみれば」、なのですが、7月1日の閣議決定には、今申し上げたことがちゃんと書いてあります。これは、私が3月24日に質問するまで、昨年7月1日の閣議決定以降、誰も国会で取り上げることができていませんでした。おそらく一部の与党議員を除いて、私を含め永田町で誰も気付いていなかったのだと思います。

これは、7.1閣議決定の中で集団的自衛権行使が合憲であるという根拠を述べている箇所なのですが、始めの(1)で「基本的な論理」という言葉がありますね。つまり、憲法9条の解釈変更をするにしても、従来の政府解釈の「基本的な論理」との論理的整

7.1 閣議決定

3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置

(1)…政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、…論理的な帰結を導く必要がある。

(2)…この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが、憲法第9条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

合性や法的な安定性を守らないといけないと。ここの考え方は正しいのですが、その次の（２）で、「裸」の「外国の武力攻撃」が出てきますね。つまり、個別的自衛権行使だけでなく、集団的自衛権行使も含んだ論理こそが、「従来から歴代政府が一貫して表明してきた」ところの憲法９条解釈の「基本的な論理」なんだと言っているんですね。

そして、その「基本的な論理」なるものは、「昭和４７年１０月１４日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料」というのが昭和４７年政府見解なのですが、その昭和４７年政府見解に「明確に示されている」んだと明言し、断言しているんですね。

つまり、集団的自衛権行使を容認する論理を含む憲法９条解釈の「基本的な論理」そのものが昭和４７年政府見解の中にもともと書いてあるんだと、７・１閣議決定の中ではっきりと言い切っているんですね。

日本は昭和４７年から集団的自衛権行使ができる国だったんだ！なんて、いきなり言われても、あ然として途方に暮れるというか、くらくら目眩がするところですが、安倍政権が国会で言っていることを分かりやすく言うということになります。

「今まで歴代の政府は憲法９条で集団的自衛権は出来ないといってきたんだけれども、それは、本当の憲法９条の解釈を見つけれられてなかった。我々は、昨年の７・１閣議決定に向かう途中で、４２年ぶりに昭和４７年政府見解をはじめて丁寧に読み直しをしてみて、そこに集団的自衛権行使が書かれていることを発見した。この、個別的自衛権行使と集団的自衛権行使の両方が許される論理こそ、本来の憲法９条解釈の「基本的な論理」なのだ。昭和４７年以降の全ての歴代政府は、この正しい「基本的な論理」に気付かずに、しかし、あくまでもその枠内で憲法９条を運用してきたのだ。」

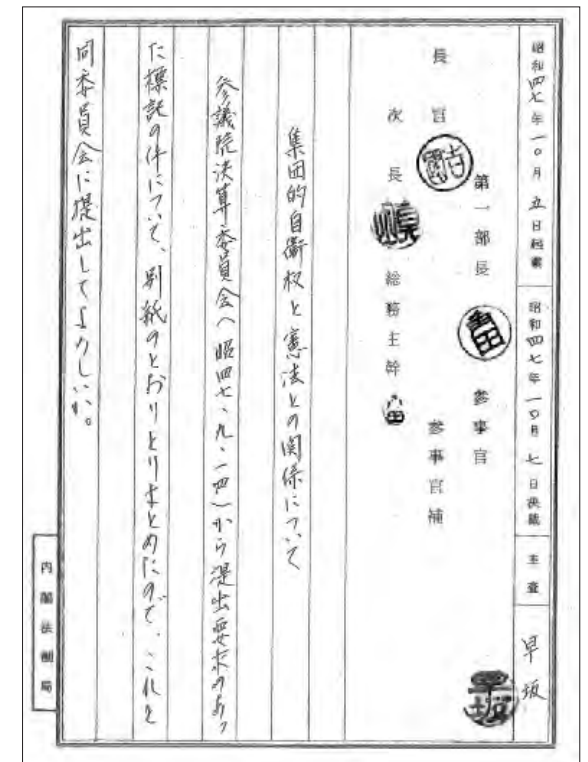
安倍総理は、集団的自衛権行使ができるようになって、平和主義は変わらない、専守防衛は変わらない、立憲主義にも反していない、解釈改憲なんかじゃない、と繰り返し主張していますが、それは４２年前から存在していた清く正しい憲法９条の「基本的な論理」を見付けて、それに従っているからだという訳だったんですね。

３．「読み替え」が違憲無効であることの立証——作成者が全否定している

さて、大変なことになりました。このままでは、我が国は、第二次安倍内閣が誕生するまでは国会の審議でもほとんどまったく触れられることも無くなっていた昭和４７年政府見解という「古文書」——後に、「生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」という分かりにくい表現ではなく「国民の生命や身体が危険にさらされる」（平成１６年政府答弁書）など、より明確な言葉で表現した「集団的自衛権行使を違憲」とする新しい政府見解が積み重なっていったために使用されなくなっていたのです——だけを根拠に、しかも、その中の「外国の武力攻撃」という言葉が、誰に対する外国の武力攻撃と明記していないので、だったら、「同盟国に対する外国の武力攻撃」とも読めるから、という理由だけで、集団的自衛権の行使ができることになってしまいます。

明らかにインチキな訳ですが、これをどうやって証明するか。３月２４日の質疑以降にも、参議院でいろんな角度からこの「昭和４７年政府見解の読み替え」問題を追及する中で、ある時、決定的な方法を思い付きました。

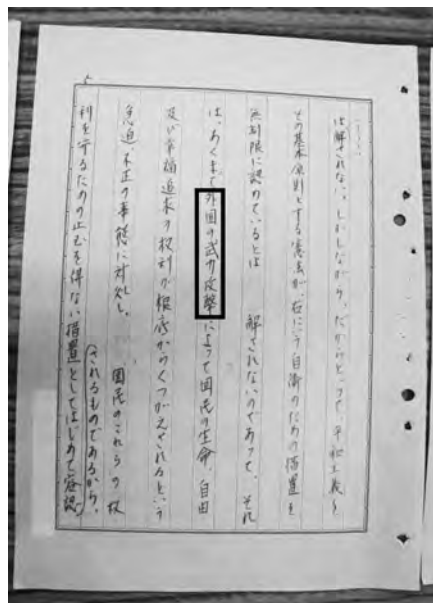
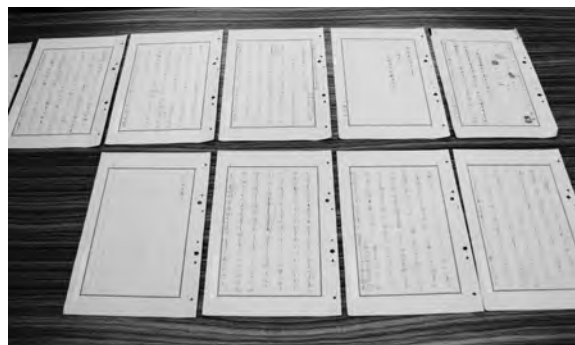
これは「昭和４７年政府見解」の実物のコピーです。実は昭和４７年政府見解は手書きなんですね。まだワープロもなかった時代。手書きで本文が７ページに



わたってサラサラサラと書いてあります。

私は、もともと総務省で働いていた官僚だったのですが、ああ、そうだ、昭和47年政府見解を作った時の文書（原本）が霞ヶ関の地下倉庫に保管されているはずだから、そこに決定的な手掛かりがあるはずだと気付いたんですね。

そこで、参議院の外交防衛委員会に提出要求をするとともに、自分でも直接に情報公開請求をして（国民の皆さんもだれでも持ち主の内閣法制局に情



報公開請求ができます）、これを入手しました。そして、内閣法制局まで出掛けていって、しっかりと、実物を閲覧もしてきました。私のホームページにはこの文書のすべてのページを掲載しています。（<http://konishi-hiroyuki.jp/>）

この「外国の武力攻撃」に、「実は、外国の武力攻撃という文字の前に、我が国に対するという意味と、同盟国に対するという意味の2つの意味を、この文字を書いた人が込めているんだ」と安倍内閣は言っているんですね。

まさに安倍総理はそう言っているんですね。でなかったら、そう読めないはずですから。

じゃあ、ほんとうにそういう2つの意味があるんでしょうかと、誰に聞けばいいんでしょうか？ 誰に聞けばいいかというと、表紙の決裁欄に、判子を押している人がいますね。

これは内閣法制局が作成して参議院決算委員会に対して出した文書で、これを作った人たちが判子を押しています。

長官、当時の内閣法制局長官は吉國さんです。吉國さんといえば、プロ野



球のコミッショナーを務められた方ですが、元々官僚中の官僚で、法制局長官だったんですね。隣はNO.2の法制局次長で、後に法制局長官になる真田さん。あとは、NO.3の角田法制局第一部長。やはり、後に長官になる角田さんは、当時、憲法解釈を担当する第一部長でした。この方々が、どう考えていたか。

これが国会に提出されたのが10月14日ですが、この起案の決裁の日付が書いてあります。10月5日に鉛筆でサラサラサラと、この課長クラスの早坂さんという人が作ったんですね。で、その2日後の10月7日に上司の3人のチェックが終了して、直す所を直して判子をついてできたものなんですね。つまり、たった2日間で作ったものなんですね。そして、この国会提出の10月14日から、まあだいたい1週間ぐらい前に準備を完了しておいたと。

(1) 吉国内閣法制局長官の全否定答弁

—— 同盟国等に対する外国の武力攻撃では、日本国民の生命、自由、幸福追求の権利は根底から覆らない。集団的自衛権行使は憲法9条をいかに読んでも読み切れない。

実は、この政府見解を作るきっかけになった国会の質疑があります。

それは、10月7日の決裁日のちょうど3週間前の9月14日の参議院決算委員会です。その国会の質疑をもとにして、この人たちが政府見解を作った。

じゃあ、この人たちはさっき言ったように外国の武力攻撃の前に2つの意味があるのかどうか考えていたのかと。つまりは、憲法9条のもとで集団的自衛権行使ができるのだとするつもりで、これまでの「集団的自衛権行使は違憲である。それはつまり、9条の条文を変えなければできない。」という、戦後の議会と政府の歴史を全てひっくり返すような解釈の大転換をするつもりで、この政府見解を作ったのかどうか。

この政府見解を作るきっかけになった、3週間前の国会質疑で吉国内閣法制局長官がどう言っていたかという、これが昭和47年の9月14日の国会審議における吉國長官自身の答弁です。

吉國長官「憲法9条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるということは、どうしても憲法9条をいかに読んでも読み切れない」

「他国の防衛までをやるということは、どうしても憲法9条をいかに読んでも読み切れない」と国会でこう答弁した人が、この政府見解を作ったんです。

「他国の防衛」というのは、集団的自衛権のことです。集団的自衛権行使の

定義は「同盟国に対する武力攻撃を阻止するための武力行使」ということですから、その実質は他国防衛権なんですね。そして、この質疑は、当時の社会党の水口宏三さんという議員が、憲法9条において集団的自衛権行使は可能なのか？ というのを一生懸命聞いている質疑なんです。

それについて、吉國長官が「出来るわけがありません。読んでも読み切れません」、「日本に対する侵略が発生した時の個別的自衛権行使が、憲法の容認するぎりぎりのところですよ。集団的自衛権の行使は違憲ですよ」という答弁を繰り返し繰り返し行って、質疑の最後に水口さんが「ちょっと政府が考えている事がよく分からないから。見解文書を出してくれないか」と言って、念押しして出てきたのがこの昭和47年政府見解なんです。

だから、安倍総理たちが言っているように、本当に昭和47年見解に集団的自衛権が入っているかどうかは、これを作った人たちがどう考えていたのかを確認すればいいんですね。

「他国の防衛までをやるということは、どうしても憲法9条をいかに読んでも読み切れない」という人たちが作った文書から、安倍内閣や与党の人たちは「この中に集団的自衛権は認められている」、「だって、外国の武力攻撃は、誰に対するって書いてないから」と言っているのですが、我が国に対する外国の武力攻撃以外に読める訳がないんです。だって、集団的自衛権の行使は「読んでも読み切れない」んですから。ここで「同盟国に対する外国の武力攻撃によって日本国民の命が根底から覆される」とは絶対に読めないんですね。

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

憲法第九条の戦争放棄の規定
によって、他国の防衛までをやる
ということは、どうしても憲法九
条をいかに読んでも読み切
れない

それが、読めるんだ！という主張は、単なる「言いがかり」であり、「言葉遊び」なんですね。

つまり、「憲法9条から、集団的自衛権行使はいかに読んでも読み切れない」と国会答弁した人が、政府を代表して国会に提出するために作った文書なんだから、その憲法9条の解釈を書いた「昭和47年政府見解から、集団的自衛権行使はいかに読んでも読み切れない」と考えるのが、法治国家として、日本語を使う国として、当たり前なことなんですね。

さらに完璧な証拠でお見せします。ちょっと長い議事録ですけども、これが解釈改憲、安保法制との闘いの中で一番大切なものなので是非一緒に読みください。吉國長官が、9条を「いかに読んでも読み切れない」と発言された日と同じ日の答弁です。

「外国の侵略が（日本国に）現実に関わった場合に『生命、自由及び幸福

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

○ 外国の侵略が現実に関わった場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。

その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する解釈の論理の根底でございます。

○ その論理から申しまして、集団的自衛の権利ということばを用いるまでもなく、他国が侵略されているということは、まだ日本国民の幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではないということで、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。

日本への侵略行為が発生して、そこで初めて自衛の措置が発動する。

追求に対する国民の権利』が根底からくつがえされるおそれがある。」

有名な言葉、が出てきましたね。7.1 閣議決定にある集団的自衛権行使の「新三要件」の言葉が出てきました。実はこの『生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利』とは憲法13条の文言なのですが、それが「根底からくつがえされる」という表現を用いたのは、戦後の議会の歴史の中でこの時が初めてなんです。吉國長官が初めて作った言葉なんですね。国会図書館のホームページに国会議事録検索 (<http://kokkai.ndl.go.jp/>) というのがあって、「生命、幸福追求、根底からくつがえされる」、「吉國 くつがえされる」などと入れると出てきます。これしか出てきません。吉國長官はこの言葉の生みの親なんです。

■武力の行使の「新三要件」（7.1 閣議決定）

- ① 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- ② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

戦後の議会の歴史で、こういう『生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利』が根底からくつがえされる、という言い方をしたのは初めてな訳ですが、ここで吉國長官が述べた言葉を基に、約3週間後にこの憲法9条の解釈の文書を早坂さんという課長クラスの人を作る時には、私も官僚出身なので経験があるんですけども、国会答弁で政府を代表する立場であり、また、一番偉い上司である内閣法制局長官が使った言葉を忠実に使って作るんですね。

ここで、ポイントなのは、昭和47年政府見解に書き込まれ、そして、7.1 閣議決定にある集団的自衛権行使の新三要件に書き込まれ、そしてそのまま安保法制の条文の中にも書き込まれている「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」という言葉を、その生みの親の吉國長官

が、一体どういう意味で、どういう論理的な文脈で使っているのかと言うことです。

吉國長官は、日本に対する外国の侵略が現実に関起こった場合は国民のみなさんの生命などが根底からくつがえされるおそれがある。なので、日本の国民のみなさんを守る、自衛のための必要な措置、個別的自衛権の行使ですね、そこまでは認めているというのが憲法9条に対する解釈の論理の根底です、と言っています。論理の根底、個別的自衛権行使だけがぎりぎり認められることが論理の根底だと言っているのだから、これに並ぶ他の論理、つまり、集団的自衛権の行使を認める論理は存在しない訳です。

しかもこれからが、一番大事です。その論理、日本が武力攻撃を受けた時に日本国民のみなさんの生命を救うためにやむをえず行なう自衛の措置、つまりは、個別的自衛権の行使しか出来ないという、この論理から申しまして、集団的自衛権なんていうことをわざわざ言わなくても他国が侵略されていること、つまり日本の大切なアメリカがイランから武力攻撃を受けている、そういう日本ではない同盟国だけが武力攻撃を受けている状況では、まだ日本国民の生命なり自由なり幸福追求の権利が侵されている状態ではない（答弁では「幸福追及の権利」を最初に言っていますが意味は同じです）。つまり、生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえることはない。

だから日本はまだ自衛の措置をとる段階ではない。つまり、日本に対する武力攻撃は発生していない、この場合の自衛の措置である集団的自衛権の行使が出来る段階ではない。日本への侵略、日本そのものへの武力攻撃が発生して初めて個別的自衛権という自衛の措置が発動できる、それが憲法9条の解釈なんだと言っているんですね。

ポイントは「昭和47年政府見解の読み替え」と私は言っているんですけども、この読み替えというのは、「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」という文章に着目して、この「外国の武力攻撃」という文言を、同盟国ですね、「同盟国に対する外国の武力攻撃」というふうに読み替えれば、その後に続く文章と一体となって、日本の同盟国に対する、つまりは、アメリカに対するイランの武力攻撃によって日本国民の生命などが根底からくつがえされることがあるという集団的

自衛権の論理が成立するんだ、という風に言っているんですね。

ところがその言葉を生み出した吉國長官は、「他国が侵略されているということは、まだ日本国民の生命なり自由なり幸福追求の権利が侵されている状態ではない。まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない」、つまり、「同盟国に対する外国の武力攻撃が発生しているだけの状況では、日本国民の生命などが根底からくつがえされることはない。よって、日本ができる自衛の措置、つまりは武力行使たる集団的自衛権の行使はできない」と言っているんですね。

だとすると、この生命などが根底からくつがえされるという言葉の生みの親の吉國長官の認識、つまりは、昭和47年政府見解の作成に至るまでの吉國長官を含む全ての政府の憲法9条解釈の考え方に反して、「同盟国に対する外国の武力攻撃」と読み替えて「国民の生命などが根底からくつがえされる」という集団的自衛権の論理が成立するんだと主張することは、まさに法的な論理として許されないのですね。

つまり、安倍政権による昭和47年見解の読み替えはですね、ここに集団的自衛権の行使が入っているんだ、そういう風に読んでいいんだという主張が意味するところは二つあります。

一つは言いがかり的に「同盟国に対する」という言葉を入れる。

もう一つは、彼らの理解では、「同盟国に対する外国の武力攻撃の局面で日本国民の生命なり自由なり幸福追求の権利が根底から覆されることがあるから、それを守るために自衛の措置たる集団的自衛権の行使ができる」という文章が成立すると考える。

しかし、その言葉を作った吉國長官は日本が攻撃されない限り、日本以外の他国（同盟国）が武力攻撃を受けている段階では日本国民の生命、自由や幸福追求の権利が覆されることは「ない」と言っているんですね。だから昭和47年政府見解において、「同盟国に対する」という言葉を入れて国民の生命などが根底から覆ることが「ある」という文章を成立させる、そういう読み替えは絶対にできない。これは、「日本語が日本語である限り、この世に理屈や論理がある限り絶対にできないし、やってはいけないこと」です。

実は、解釈改憲というのはこれだけの問題なのです。

つまり、安倍政権は憲法9条の解釈で論理的に集団的自衛権が可能に出来る道を、——昨年の7.1閣議決定の前には、解釈改憲賛成派のお友達ばかり集めた安保法制懇という審議会を設けたりして不真面目ながらも——さぐったんですけども、出来なかったんです。60年間以上、誰もできなかったことはやっぱり出来ない。憲法9条の解釈っていうのは、あまりに完璧な論理なので出来なかったんです。それを無理にやろうとすると、どのようにしても論理的に説明の付かない理屈を主張せざるを得なくなる、そして、それは、安倍内閣自身が7.1閣議決定でいみじくも認めている「政府の憲法解釈の論理的整合性と法定安定性」を踏み外してしまうことになるのです。これまでの歴代政府の政府見解や国会答弁と矛盾を生じることになってしまう。なので、ある政府見解にもともと集団的自衛権があるんだっていう言いがかりを言っているんです。そういう風に読めるでしょうと。

ただ、政府見解を作った人たちがそういう風に読んではいけない、と。判子をついた吉國長官自らが、「集団的自衛権の行使は、憲法9条をいかに読んでも読み切れない」と言っているし、国民の生命などが根底からくつがえされる、というのはもう日本が武力攻撃を受けた時だけですよ、と。「日本が武力攻撃を受けていない局面では国民の生命などは根底からくつがえりません。集団的自衛権の行使はできません」と断言しているのだから、それをくつがえると言い張って集団的自衛権の行使ができると言い張ることは「日本語が日本語である限り、世の中に理屈や論理がある限り」絶対に出来ない、絶対に許されないんです。

(2) 真田次長の全否定答弁

——**集団的自衛権行使をよもや憲法9条が許しているとは思えない**

さらに、もう一人、だめ押しで挙げておきます。

同じく昭和47年政府見解の決裁者（作成者）である真田次長は、昭和47年政府見解の作成の約5ヶ月前の昭和47年5月1日に同じく社会党の水口議員に対して、「我が国に武力攻撃が発生した場合においてのみ武力行使が許されるというのが憲法のぎりぎりの解釈」という内容の答弁や、「その他国がわが国とかりに連带的関係にあったからといって、わが国自身が侵害を受けたのでないにかかわらず、わが国が武力をもってこれに参加するということは、

昭和47年5月1日 真田次長答弁

○連带的関係にあったからといって、わが国自身が侵害を受けたのでないにかかわらず、わが国が武力をもってこれに参加するということは、これは**よもや憲法九条が許しているとは思えない**

○（わが国に武力攻撃が発生した場合においてのみ武力の行使が許されるというのが）**憲法のぎりぎりの解釈**

これはよもや憲法9条が許しているとは思えない」などと答弁しています。昭和47年政府見解の作成要求をした同じ国会議員にこう答えているんですね。

そして、その内容は、憲法9条においては「ぎりぎり」個別的自衛権のみが許され集団的自衛権行使を「よもや」許しているとは思えないと言っているのだから、やはり、この世に日本語と論理があり続ける限り、どのように考えてもあらゆる集団的自衛権行使を違憲と述べているとしか理解のしようがないものです。なので、「読み替え」は絶対に許されないことになります。

真田次長にとっては、自ら集団的自衛権行使の違憲の立証のために作成した「昭和47年政府見解」が、42年後にその合憲の根拠として「読み替え」により悪用されるとは、「よもや」考えてもいなかったでしょう。

(3) 角田第一部長の全否定答弁

——**集団的自衛権行使はゼロ。絶対にできない。**

そして、さらにもう一人、徹底的なだめ押しをご紹介します。

さっき、「憲法の条文を変えない限り集団的自衛権はできない」というフリップをお見せしましたが、この角田内閣法制局長官、実は、ここで判子を押

しているこの人なんです。角田第一部長なんです。判子を押した当時の角田さんは第一部長なんですけれども、その後、めでたく11年後には出世されていて法制局長官になっていたんですね。この方は立派な法制局長官として、いろいろな意義ある答弁を残している人です。

この法制局長官になった角田さんが、憲法改正をしない限り集団的自衛権は出来ないと国会で答弁しているのに、その当人が、10年前に、集団的自衛権行使を論理的に含むことを前提に、国会に提出する政府見解文書に判子をつくわけがないんですよ。

さらに、憲法改正をしなきゃだめだって言っている、判子をついたこの角田さんが、昭和56年に、昭和47年から9年後に法制局長官になって行っている答弁を見てください。

この答弁が非常にすばらしい答弁で、実は、7.1閣議決定において安倍内閣は、「集団的自衛権を容認したけれど、それは、自衛かつ他衛の限定的な集団的自衛権で、他国を守るためだけの集団的自衛権は憲法違反だけれども、自国防衛のための集団的自衛権だけは合憲なんだ」と訳の分からないことを——国際法でも自国に対する武力攻撃が発生する前に自国防衛のために行う武力行使は、先制攻撃や予防攻撃といって国連憲章違反になり認められません——言っているんですけれども、この角田長官は自衛かつ他衛の「限定的な集団的自衛権行使」なるものを真っ向から否定しているんですね。

当時、稲葉誠一さんという議員が、「いわゆる他衛、他を守るということは自衛だというふうになってくるのじゃないですか。」と聞いています

例えば、アメリカと北朝鮮が戦争をしていて、アメリカと北朝鮮の戦争なんだけれども、その戦争が激しくなると、アメリカを守るだけなんじゃなくて、日本を守ることにものなるんじゃないんですか、と。北朝鮮から日本の大切なアメリカが侵害を受けている、その結果として日本の国家の存立や何かにそれが関係する事もあるんじゃないんですか、それでも日本は何もできないんですか、と聞いているんですね。ちなみに、この「何か」が「日本国民の生命などが根底から覆されること」だと考えれば、「国の存立が脅かされ、国民の生命などが根底から覆される」という安倍内閣の集団的自衛権行使の新三要件と丸っきり同じことを聞いていることになります。

こうした一連の質問に対して、角田長官は、(憲法9条の解釈のもとでは)

わが国に対する武力攻撃が発生しなければ(北朝鮮がいよいよ我が国に対する武力攻撃をしてきたと認められるときでなければ)日本は武力行使はできないんだ、もうそれだけのことなんですと、自衛かつ他衛の限定的な集団的自衛権の行使を真っ向から否定してるんですね。

アメリカと北朝鮮が戦争をしていて、北朝鮮が日本に武力攻撃をしてくるのは、まさに個別的自衛権の問題です。ところで、安倍政権が解釈改憲する前も今も何ですけど、憲法9条における個別的自衛権行使の正しい解釈は、北朝鮮の武力攻撃が日本に対して向いてきた瞬間に個別的自衛権でたたくことができる。これは、日本が北朝鮮から攻撃を受けて、日本国民が死んだ後でなければ自衛隊は出動できないという意味ではありません。北朝鮮がまさに攻撃をしてくる、これを「武力攻撃の着手」というんですけど、その着手の瞬間に至ったときに自衛隊は日本国民が死傷する前にこれをたたくことができるんですね。ちなみに、これは先にお話した、どんなに仲の悪い国同士であっても相手がこちらに対して武力攻撃の着手に至らないのに、先制して相手を攻撃する、先制攻撃は禁止されているということは、国際法のルールでもあります。そして、憲法は第98条で国際法遵守を定めていますから、

昭和56年6月3日 角田 長官答弁

○稲葉委員

いわゆる他衛、他を守るということは自衛だというふうになってくるのじゃないですか。
…(略)外国が侵害を受けているその結果として日本の国家の存立や何かに関係するという場合でも、日本は何もできないということですか。

○角田長官

わが国に対する武力攻撃がなければ、わが国の自衛権の発動はないということを申し上げたわけであります。

安倍内閣の「限定的な集団的自衛権行使」は第9条だけでなく、第98条との関係でも違憲なんですね。

また、角田長官はこうした認識の基にこの6月3日の稲葉議員に対する答弁で、「集団的自衛権につきましては、全然行使できないわけですから、ゼロでございます」、「集団的自衛権は一切行使できない」、「日本の集団的自衛権の行使は絶対できない」、「わが国は憲法で、それは全然行使しませんよ」ということを世界にいわば独自の立場で自主的に宣言をしている」と述べています。

もはや、ご説明も不用かと思いますが、「ゼロ」、「一切できない」、「絶対できない」、「全然しませんと世界に宣言」という文言からは、あらゆる集団的自衛権行使が全否定されていることは明々白々です。このような答弁を9年後に行う、昭和47年当時の角田第一部長（憲法解釈担当部長）が、昭和47年政府見解に「限定的な集団的自衛権行使」なるものが法理として含まれることを許容して、判子をつく訳がないのです。

昭和56年6月3日 角田 長官答弁

○ 集団的自衛権につきましては、
全然行使できないわけですから、ゼロでございます

○ 集団的自衛権は一切行使できない

○ 日本の集団的自衛権の行使は絶対できない

4. 7.1 閣議決定「基本的な論理」は読み替えによる「捏造の論理」 ——昭和47年政府見解に集団的自衛権行使は影も形も存在しない

このように、憲法9条においてはあらゆる集団的自衛権が絶対できないということを、昭和47年見解を作った三人の方々はまだこれ以上はないというような、詳細かつ明確な表現でそのことを断言しています。「違憲」であるとしてんばんに繰り返し、明言しているのです。従って、昭和47年政府見解の「外国の武力攻撃」という言葉を「同盟国に対する外国の武力攻撃」と勝手に読み替えて「限定的な集団的自衛権行使」なるものの法理が昭和47年政府見解に、それを作った当時から存在していたなどと主張することは絶対に許されないのです。

結局、昭和47年政府見解の結論、「憲法のもとで、武力行使を行う事が許されるのは、わが国に対する急迫不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は憲法上許されないといわざるをえない。」という文言は、「帰結（あてはめ）」などではなくて、昭和47年政府見解におけるれっきとした憲法9条の解釈論理そのものなんですね。昭和47年政府見解は、「あらゆる集団的自衛権行使は違憲である」と言い切っている、数ある政府見解の一つに過ぎないのです。

ところで、私も、かつての総務省などの官僚時代にこうした法令の解釈文書を何本も作成したことがあるのですが、この「昭和47年政府見解の読み替え」がとんでもない暴挙であることは、昭和47年政府見解がたった2日間で、そして、内閣法制局のお役人だけで作られているものであることから明らかです。

なぜなら、昭和47年政府見解を作る以前の憲法9条解釈は当然「（我が国に対する武力攻撃が発生していない局面の武力行使である）あらゆる集団的自衛権行使は違憲」でしたから、それと異なり、「自国防衛のための限定的な集団的自衛権行使なるものは合憲」という新しい解釈を作るということは、日本の憲法秩序や安全保障政策、外交政策の根幹をひっくり返してしまう、この上ない大事業ということになってしまいます。それを、政府与党の政治家と相談もせず（もし、していれば、当時は55年体制の時代ですから与野党

巻き込んだとんでもない大政争になっていたでしょう)、自衛隊を所管する当時の防衛庁にも相談せず、日米安保条約を所管する外務省とガチンコの調整を行うこともせず、内閣法制局のお役人数名が自分たちの手持ちの判子を付いただけで、そして、閣議決定すらも行わず、事前の国会審議における第一野党の国会議員からの要請文書として国会に提出するなんてことをしでかす訳がありません。

その証拠に、防衛省も外務省も、昭和 47 年政府見解の作成当時の資料は何も存在しないと私の追及に対し、国会答弁しています。安全保障、外交の根幹を大転換する解釈文書を「政府統一見解」として作成したはずなのに、その担当省庁にはその関連の資料が紙一枚も何も存在しない。もし、「あった」なら、役所のあらゆる文書の中で、最上級に重要な資料として完全管理の下に丁寧に保管されているはずですから、当然、最初から「なかった」のです。なぜなら、たった 2 日もあれば作れる、これまで何度も作ってきた従来の解釈の範囲内の政府見解文書に過ぎないから。

こうしたことは、もう憲法の解釈論とかいう話ではなく、大人社会の常識、非常識のレベルの問題です。元霞ヶ関の官僚だった私の感覚から言うと、安倍内閣の主張は荒唐無稽な「漫画の世界」そのものです。

つまり、昭和 47 年政府見解には、「集団的自衛権行使を容認する法理など、影も形も存在しない」のです。

そして、「限定的な集団的自衛権行使」を容認した 7.1 閣議決定の「基本的な論理」とは、「昭和 47 年政府見解の読み替え」という手法によって捏造された、「捏造の論理」なのです。

ちなみに、「閣議決定だけで解釈変更した」という批判に対し、安倍総理は盛んに、「昭和 47 年政府見解の作成時は閣議決定をしていないが、昨年の 7 月 1 日の解釈変更はちゃんと 7.1 閣議決定を行っているんだから、国民や国会軽視ではない」と主張しています。安倍内閣の主張は「昭和 47 年政府見解で創った限定的な集団的自衛権を含む「基本的な論理」に 7.1 閣議決定でホルムズ海峡事例などの「当てはめ」をしただけ」としているのですが、実はこれだと、今までにはないまったく新しい法理を創り出した昭和 47 年政府見解の方がその法理を使用しただけの 7.1 閣議決定よりも憲法的には比べもの

にならないくらい重い政府の行為になりますから——これぞ、「憲法の解釈変更」そのものです。しかし、安倍内閣は「昭和 47 年政府見解は解釈変更ではない」と強弁しています——実は、「昭和 47 年政府見解にこそ閣議決定がないのがおかしい」と言うべきであり、まったくアベコバなのです。

5. なぜ、憲法学者の「違憲」の御主張が正しいのか

——「基本的な論理」の違い

さて、冒頭でご紹介したように、6 月 4 日の衆議院憲法審査会において参事人として出席された早稲田大学法学学術院教授である長谷部恭男先生は、安保法制について、「集団的自衛権の行使が許されるというその点について、私は憲法違反であるというふうに考えております。従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明が付きませんし、法的な安定性を大きく揺るがすものであるというふうに考えております。」と述べられ、大きな反響を呼びました。

安倍総理の主張とこの長谷部先生の御主張のどちらが正しいのか、皆さまはもうすっかりお分かりだと思います。ポイントは、長谷部先生の御発言の中の「基本的な論理」という言葉です。

安倍総理は、昭和 47 年政府見解の「外国の武力攻撃」を「同盟国等に対する外国の武力攻撃」と勝手に読み替えて、「限定的な集団的自衛権行使の法理が、もともと昭和 47 年政府見解に存在していたのだ。この、従来の個別的自衛権行使の法理と限定的な集団的自衛権行使の法理の両方を含むものが、本来の憲法 9 条解釈の「基本的な論理」なのだ」と 7.1 閣議決定でも国会の答弁でも主張しているのですが、ようするに、安倍総理は、「昭和 47 年政府見解の読み替え」によって、インチキな「基本的な論理」を捏造していたのですね。安倍総理の主張する 7.1 閣議決定の「基本的な論理」と長谷部先生のご指摘の従来の憲法 9 条の政府解釈の「基本的な論理」はまったくの別物だったのです。

つまり、長谷部先生のご指摘の「従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明が付きません」「憲法違反である」との御見解はまったく正しいのです。

6. 7.1 閣議決定と安保法制は立憲主義に反する

——クーデター行為そのもの

さて、このように時の権力者が自由に最高法規の憲法の解釈を変えることが可能になると、国民ではなくて安倍総理が主権者になってしまいます。つまり、「立憲主義」という言葉がありますが、これは、「主権者である国民が定めた憲法によって、国家権力のあり方を制限して、国民自らの自由や権利を守る」という考え方を意味します。集团的自衛権行使という国家行為は、武力行使という国家における最大の権力の発動ですから——いかに国民を守るためと内閣や国会が主張しても、その結果、自衛隊員は戦死し、国民も相手国からの反撃で戦死することになります——これを禁止する憲法9条の解釈を7.1 閣議決定だけで変えてしまうことはこの立憲主義に反するのです。

また、これは、7.1 閣議決定の上に安保法制という法律を定めても立憲主義に反することになります。つまり、憲法9条は、閣議決定はおろか、国会が定める法律によっても、なお奪うことのできない国民の生命や権利を守るために、最高法規の憲法規範として戦争の放棄、武力行使の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認などが定められているのであり、その論理的な解釈として集团的自衛権行使を否定している憲法9条を法律によって上書きする安保法制は、立憲主義に反する違憲立法になるのです。

安倍総理は安保国会でも、「従来の憲法解釈との論理的整合性と法的安定性に十分留意し、従来の、昭和四十七年の政府見解における憲法第九条の解釈の基本的な論理の枠内で、合理的な当てはめの帰結を導いたものであり、解釈改憲、立憲主義の逸脱という批判は全く当たらない」（5月26日衆議院本会議）と述べていますが、昭和47年政府見解の読み替えという暴挙による「基本的な論理」の捏造が、解釈改憲そのものであり、立憲主義の逸脱そのものであることは、本書をお読みいただいたすべての国民の皆さまが容易にご理解いただけることなのです。

つまり、今、国民の皆さまの目の前で起きていることは、主権者である国民の皆さまの憲法を「安倍総理の憲法」としてしまうものであり、日本の法秩序、そして、法治国家を根底から覆すクーデター行為そのもののなのです。

7. 解釈改憲を禁じる「昭和 29 年参議院本会議決議」などとの矛盾・衝突

なお、こうした昭和47年政府見解の作成者の方々の認識などの他にも、「昭和47年政府見解の読み替え」を否定する論拠は、昭和47年政府見解が作られる前にも後にも、山のような証拠があります。

例えば、昭和47年政府見解の以前の自衛隊が創設された昭和29年には「憲法九条のもとでは我が国に対する武力攻撃が発生した場合以外には武力行使はできず（個別的自衛権の行使のみが可能）、結果的に集团的自衛権行使は憲法違反である」とする明確な政府答弁が複数あったり（昭和29年4月6日等）、あるいは、昭和47年政府見解以降では、7.1 閣議決定で安倍内閣が認めた「自国防衛のための限定的な集团的自衛権行使」なるものと同質のものを真っ正面から否定する内閣法制局長官の国会答弁（平成16年1月26日）や政府見解（平成16年6月18日政府答弁書）などがあります。

また、政府の憲法解釈ではなく国会として政府に対して示した憲法解釈として、同じく昭和29年の自衛隊創設時に「自衛隊の海外出動、つまりは、自衛隊の海外派兵である集团的自衛権行使を許さない」とする参議院本会議決議があるのです。そして、その趣旨説明では、「憲法九条の自衛とは、日本の国土に対する侵略を排除するための正当防衛行為である。これを将来に拡張解釈することは許さず、その危険を一掃する」とされているのです。この本会議決議は私が調べただけで2010年代に至るまで30回余りその後の参議院における自衛隊法の改正などの際に必ずと言っていいほど繰り返し政府がこれを遵守しているか確認されてきたものなのですが（実は、安倍総理も官房長官時代の平成17年12月12日に「自衛隊が海外で武力行使をすることを禁止した決議」と答弁しています）、「侵略を排除する正当防衛行為しかできない」という解釈は、まさに、7.1 閣議決定以前の政府の憲法9条解釈とまったく同じものです。

そして、国権の最高機関である国会の参議院本会議決議でこのような解釈を示し、しかも、それを将来に憲法9条の明文が「拡張解釈」、つまりは、「解釈変更される危険を一掃する」ため、唯一の国民代表機関たる国会の本会議決議により「国民の総意として表明しておく」としているにもかかわらず、昭和47年政府見解の作成者の吉國長官達が、まさに参議院（決算委員会）に対して、従来の憲法9条解釈を拡張し変更して集团的自衛権行使を解禁する

ような政府見解を提出する訳がないのです。

このように、60 年間以上、主権者である国民の皆さまのために国会が内閣を監督するという議院内閣制にもとづく国会と政府との関係で、憲法 9 条の条文をかえなければ安倍総理の言っている「限定的な集団的自衛権」なるものを含めできないと一貫して歴代政府は答弁などをしてきているので、「読み替え」はあらゆる全ての国会答弁や政府見解と矛盾し、かつ、それを否定する証拠は山のようにあるんですね。

また、この矛盾は、安倍内閣自身が 7.1 閣議決定でいみじくも認めている

昭和 29 年参議院本会議決議

自衛隊の海外出動を為さざることにする決議

「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。」

■提案者の趣旨説明演説

・世界に特異なる憲法を有する日本の自衛権は、世界の他の国々と異なる自衛力しか持てないということでもあります。

・自衛とは、我が国が不当に侵略された場合に行う正当防衛行為であつて、それは我が国土を守るという具体的な場合に限るべきものであります。…故に我が国の場合には、自衛とは海外に出動しないということではなりません。如何なる場合においても、一度この限界を越えると、際限もなく遠い外国に出動することになることは、先般の太平洋戦争の経験で明白であります。それは窮蹙であつても、不便であつても、憲法第九条の存する限り、この制限は破つてはならないのであります。

・外国においては、…今日の日本の戦闘力を過大評価して、…これを利用せんとする向きも絶無であるとは申せないと思うのであります。さような場合に、…憲法の明文が拡張解釈されることは、誠に危険なことであります。故にその危険を一掃する上からいつても、海外に出動せずということを、国民の総意として表明しておくことは、日本国民を守り、日本の民主主義を守るゆえんであると思うのであります。

「政府の憲法解釈に求められる論理的整合性と法定安定性」に真っ向から衝突するものとなります。

(補足説明 P.218 に、私が戦後の議会の歴史の中からピックアップした主な国会答弁や政府見解に対して「昭和 47 年政府見解の読み替え」が引き起こす矛盾、衝突のイメージ図を添付しておりますので、ご覧下さい (図の中の内容をご理解いただく必要はございません))。

8. 「読み替え」は過去、現在、未来の全てを壊す「クーデター改憲」

さて、この「昭和 47 年政府見解の読み替え」とは、ようするにこれまでのすべての国会答弁や政府見解をひっくり返し、国会決議などを無視する、法治国家と民主主義を滅ぼしてしまうクーデター行為そのものなのですが、この空前絶後の暴挙を国民の皆さんにわかりやすくどうやってご理解いただくか、あまり品の良くないたとえ話なんですけども、昭和 47 年見解の、安倍総理がやらかしたこの読み替えという話はたとえとてこういうことなんですね。

——あるところに昭和 47 年に結婚した仲睦まじい日本人の夫婦がいました。42 年間お互いに愛し合って仲睦まじく一緒に生活してきたんですね。

ところが、42 年目になって日本人の旦那さんに実はアメリカ人の奥さんがいることがわかったんですね。重婚していたことがわかったんです、しかもそれは昭和 47 年のプロポーズの時からしていることがわかったんですね。42 年目になって。

それを日本人の奥さんは、目に涙を浮かべて「あなた、昭和 47 年のプロポーズの時に心から愛してくれているといったじゃない、とてもすてきな言葉だったから記念にかたちにしておこうと思ってちゃんと文章に書いてもらったわ。この文章をみて。心から愛していると書いてくれるじゃない。」と言ったんですね。

それに対して旦那さんがどう言ったかというと、非常にさめた目で「あなたはおバカさんな女性ですね。たしかに昭和 47 年のプロポーズの時に心から愛しているとはいったけれども、あなただけを心から愛しているとは言っていない。私はちょうどあのとき同時に、同じく心から愛するアメリカ人の女性がいて、その人とも同時にプロポーズをして結婚

をしていた。だから私はあなたに嘘はついていない。私の真実の姿（真実の憲法9条）というのはそういうものだったんだよ。どうかこの事態をおとなしく受け入れてくれないと困るよ。」と、言っているのと同じ事なんです。――

プロポーズのときに、目の前の女性に対して心から愛していると言うと、当然あなただけを心から愛しているといっているのに違いありません。

内閣法制局長官が国会で憲法9条は読んでも読み切れないという答弁をし、その答弁をもとに作った政府見解なんだから、外国の武力攻撃と書いてあるのは、我が国に対する外国の武力攻撃にきまってるんです。

それを、そうじゃないと。あなただけを心から愛しているとはあのとき書いていないんだから、アメリカの女性、同盟国のアメリカを助けるための集団的自衛権行使も憲法9条はできるんだといっていることと同じことなんです。論理的には全く同じことなんです。

しかも、この旦那さんの発言は、この夫婦のプロポーズ前の楽しく幸せだった恋人時代の思い出も、プロポーズを経て42年間の苦楽をともにした結婚生活の思い出や積み重ねてきた信頼関係も、そして何より、二人が出会った時から奥さんがずっと信じていた旦那さんのまごころの愛情も、その二人のこれまでの歩みの何もかもを根底からくつがえしてしまうものなのです。

「同盟国のアメリカに対するイランの武力攻撃」と読み替えることは、昭和47年政府関係の以前と以降の、日本の民主主義、国民の皆さんの代表である国会に対して政府が行った答弁や政府見解をひっくり返し、政府の憲法解釈を監督するために行った国会の本会議決議などを全て否定することになるのです。

これほど国民の皆さんをバカにするものはない。まさに、ふざけるにもほどがあるというものでしょう。先ほどの奥さんは、安倍総理の「憲法9条の解釈の「基本的な論理」は変えていません。憲法違反ではありません。」という衆議院の特別委員会での国会答弁を日中にNHK中継で観たところ、その余りの意味不明さと内容のウソっぽさにイライラが溜まって、朝目覚めたらとんでもない悪い夢を見てただけで、その後、夫婦はこれまでどおり仲睦まじく幸せに暮らしました。

しかし、私たちは、このような暴挙を絶対に許してはいけない。こんな「読み替え」を許したら、自衛隊員や国民の皆さんが憲法違反の戦争で生命を奪われ、傷付くことになる。そして、憲法の平和主義が失われるのみならず、日本は、永久に法治国家でなくなってしまう、憲法9条すらこんなインチキで180度真逆の内容に変えられるのだったら、どんな憲法や法律の条文であっても、いくら国会で答弁を積み重ねても政府見解を提出させても、後から幾らでも時の権力者が好きなように解釈を「読み替える」ことができるようになってしまう。

これは、徴兵制ができるかどうかというようなレベルの問題ではありません。憲法的には、徴兵制の実現など一瞬です。憲法18条の「意に反する苦役」を徴兵制は苦役ではない、国民の崇高な責務であり榮譽だと「読み替え」ればいいだけです。

思想良心の自由、信教の自由、表現の自由、学問の自由、職業選択の自由など、憲法で保障するあらゆる自由や権利が、いかようにも、時の権力の読み替えによって侵害されるようになるのです。

つまり、憲法が憲法でなくなってしまうのです。

9. 安倍内閣は「昭和47年政府見解」にしがみつくしかない ――前にも後にも何も存在しない

私は3月24日以降、この問題を国会で必死で追及をしてですね、安倍政権は、今こういうところまで追いつめられています。まず、「読み替え」を根拠付ける資料は何も政府の中に存在しない。内閣法制局の中には、吉國長官等の判子を付いた表紙を含めた計9ページの起案文書そのものとその本文をタイプ打ちで清書した紙の二枚があるだけ。つまり、安倍政権は、「同盟国に対する外国の武力攻撃」とも読めるじゃないですか、としか言えない。

さらにですね、昭和47年に、この政府見解を出す前ですね、前と後には憲法9条で集団的自衛権、限定的な集団的自衛権行使なるものを含めて、それが出来ると認めた国会答弁や政府見解は1つもないんですよ。

それは当たり前なんです。さっき申し上げたように憲法9条の解釈は憲法制定議会からは一貫して日本が武力攻撃を受けた時の正当防衛しか出来ない、そして、憲法9条の条文を変えない限りできないとまで言っているわけですから当たり前なんですけど、つまりこの前後、昭和47年政府見解の前後には

何もないんですよ。

ようするに、安倍政権は昭和 47 年見解によっかかるしかない。この昭和 47 年政府見解にしがみついて、これに集団的自衛権が書いてあるっていうふうに安倍政権は言い張るしかないんですね。そう読めるじゃないですか、とすがりつくしかない。

なので、これはそういう文書であるわけないだろと、だって作った人が——「いかに読んでも読み切れない」、「同盟国に対する武力攻撃だけでは、日本国民の生命などは覆らない」、「よもや憲法 9 条が許しているとは思えない」、

昭和 47 年政府見解の読み替えの根拠資料が存在しないことを示す国会答弁

■参 外交防衛委員会 平成 27 年 4 月 2 日

○小西洋之君 この外国の武力攻撃という言葉、この言葉に我が国に対するという限定を昭和四十七年当時付けなかった理由は何ですか。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 昭和四十七年当時、私がこれを担当したわけではございませんし、その辺の意図について記録も残っておるわけではございませんが、現に、この昭和四十七年の政府見解において、まさに外国の武力攻撃という記述になっているということでございます。

昭和 47 年政府見解の前後に、政府見解等が存在しないことを示す国会答弁等

■限定的な集団的自衛権行使を法理として認めた政府見解等に関する質問に対する答弁書（平成 27 年 5 月 15 日答弁 128 号 小西洋之議員（参））

質問： 昭和四十七年政府見解の決裁日以前に限定的な集団的自衛権があることを法理として認め、それを示した政府見解に係る文書や議事録等は存在するか。

答弁： お尋ねの昭和四十七年十月七日以前に政府としてこのような内容を示した文書、国会における答弁等が存在するとは承知していない。

■参 外交防衛委員会 平成 27 年 5 月 19 日

○小西洋之君 昭和四十七年政府見解以降に、憲法九条において限定的な集団的自衛権が許容されている旨を明示した国会答弁あるいは政府見解文書などがありますでしょうか。昨年の七月一日以前ですね、閣議決定以前まで。

○政府参考人（内閣官房国家安全保障局）
そのようなものはないと承知しております。

「憲法 9 条の条文を変えない限りできない」、「自衛かつ他衛の集団的自衛権は認められない」——こういつているんだから、っていうことを国民の皆さんがご理解していただいて、国民の皆さんみんなで声を上げれば、それで解釈改憲も安保法制も「the end」なんです。これで終わりなんです。

10. 安保法制の衆議院特別委員会での追及

この問題は、衆議院の安保法制の特別委員会でも、民主党議員の先生方が、「その（限定的な集団的自衛権行使）の論理といいますのは、当時の担当者の頭から出て紙として今に残っている」（6 月 26 日 大串博志委員に対する横島内閣法制局長官答弁）という「昭和 47 年政府見解の読み替え」をより明らかにする答弁を引き出すなど、何度も厳しく政府を追及しました。

特に、6 月 22 日の参考人質疑の機会では、かつて横島内閣法制局長官の上司であられた元内閣法制局長官の法政大学法科大学院教授宮崎礼壹先生が御出席になり、ご紹介した吉國長官や真田次長の答弁などに言及しつつ「四十七年政府意見書から、集団的自衛権の限定的容認の余地を読み取ろうというのは、前後の圧倒的な経緯に明らかに反します」と述べられ、また、「現在の政府答弁は、四十七年意見書に我が国に対すると明白には書かれていないから、「外国の武力攻撃」とある表現には、我が国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃も含むと読めると強弁して、いわゆる新三要件には四十七年見解との連続性があると主張しているわけですが、これは、いわば、黒を白と言いくるめる類いと言うしかありません」と喝破なさっています。

また、先ほどご説明したように、安倍内閣は、昭和 47 年政府見解の前後において、7.1 閣議決定が容認した「限定的な集団的自衛権行使」を認めた政府見解や国会答弁は一つも存在しないとしています。しかし、この（当たり前で正しい）見解は逆に、昭和 47 年政府見解の前後のすべての政府見解や国会答弁が「あらゆる集団的自衛権行使は違憲であると明言されている」ことの矛盾についてどのような説明ができるのか、という問題を安倍内閣に突き付けることとなります。つまり、7.1 閣議決定が自ら記している「論理的整合性と法的安定性」の問題が問われるのです。

これに対して、横島長官は、昭和 47 年政府見解の前後の政府見解や国会答弁は、「あらゆる集団的自衛権行使（政府はこうした集団的自衛権の母集団全体を「フルセット」または「フルスペック」の集団的自衛権と呼んでいます）

を違憲と述べているだけ、あるいは、他国防衛のみを目的として自国防衛を目的としない集団的自衛権行使（つまりは、「非限定的な集団的自衛権」）のみを違憲と述べているだけであって、その全ての政府見解などにおいて「限定的な集団的自衛権行使」が合憲であることは法理として否定されていない」という訳の分からない、御都合主義のきわまった論理破綻した主張を展開しています。

これは、政府としてはどのようにしても論理的な説明のしようがないので必死になって強弁をしているだけなのですが、これについても、宮崎元内閣法制局長官は参考人意見において、積み重ねられた累次の政府見解や国会答弁という「歴史を甚だしく歪曲するもの」と明解に断じられています。

こうした衆議院の特別委員会における民主党議員の先生方の追及や宮崎元長官の信念ある御発言によって、この「昭和 47 年政府見解の読み替え」が安保法制の核心的な問題であることは、一部のインターネットメディアや週刊

誌、月刊紙、新聞紙に加えて、一部の全国紙などでもその真相に迫る記事が出されるようになっていました。しかし、そうした追及を逃れるために、安倍総理や閣僚、そして横畠内閣法制局長官は、まさに、へりくつや三百代言^{さんびやくだいげん}というべきはぐらかしや時間稼ぎによる答弁拒否を繰り返し、そして、最後には、自民党総裁でもある安倍総理と与党は、特別委員会の審議を打ち切つて、安保法制を強行採決したのです。

11. 安保法制を阻止するために

——国民の皆さんの手に憲法を取り戻す

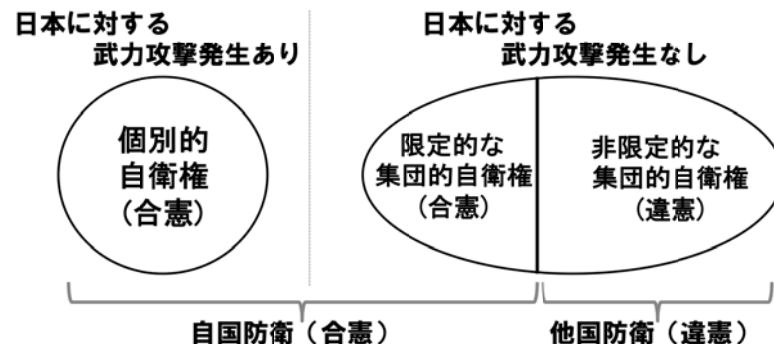
今後の参議院での国会審議ですが、冒頭でご説明したように、どんなに民主党などの野党議員が頑張っても 60 日ルールという手段を強行し衆議院で三分の二以上の多数で再可決すれば、安保法制は法律として成立し、日本はいつでも集団的自衛権行使を発動できる国になってしまいます。

私は、安倍総理は、最終手段として 100%、この衆議院での再可決を行ってくると確信しています。なぜなら、7.1 閣議決定と安保法制は、「昭和 47 年政府見解の読み替え」という、真相さえ知れば中学生や高校生でも容易に理解できる単なるインチキの上に成り立っているからです。だから、安倍総理とそれを支える狂信的な官僚集団は——解釈改憲と安保法制は、安倍総理だけではできません。外務官僚^{じゅうりふ}などを中心に、確信犯で国民の皆さまの憲法と日本の民主主義を蹂躪している恐ろしい官僚集団がいるのです——絶対に止まることができないのです。止まると、倒れるしかない。何が何でも前に進むしかない。

この「からくり」が暴露され、それが現時点での私の参議院での質疑（外交防衛委員会 3/24、4/2、4/7、4/23、5/12、5/19、6/9、6/11、決算委員会 4/20、本会議 6/10）や衆議院の特別委員会での民主党議員による質疑によって国会の議事録に刻まれた以上、未来永劫、安倍内閣の解釈改憲と安保法制が法的な正当性を得ることはできません。なぜなら、国会の議事録は永久保存であり、インターネットでいつでもどなたでも確認できる（<http://kokkai.ndl.go.jp/>）。そして、将来のいつの時代の国民の皆さんとその代表である国会議員が見ても、「昭和 47 年政府見解の読み替え」は、日本語が日本語である限りこの世に理屈や論理がある限り、絶対に許される訳のない暴挙であるか

■安倍政権の説明イメージ

「個別的自衛権」と「限定的な集団的自衛権」は合憲で、「非限定的な集団的自衛権」は違憲としている。この二つの集団的自衛権の両方を合わせた、あらゆる集団的自衛権の母集団のことを「フルセット（or フルスペック）の集団的自衛権」と呼称している。



【参考】個別的自衛権とあらゆる集団的自衛権は「日本に対する武力攻撃が発生しているか否か」で絶対的に分けられ、概念として交わることはない。日本に対する武力攻撃の発生である「武力攻撃の着手」に至った段階で個別的自衛権の世界となる。

からです。

しかし、2013年8月にそれまでの慣例に反して内閣法制局長官の人事を強行して解釈改憲に着手してより、この二年余りの安倍政治の現実を直視すると、こうした正論が封殺され黙殺され通用しなくなる社会、あるいは、国会議事録の削除や改変さえ強行される時代すら生じ得ることは決して予断を許さない——戦前の「反軍演説」は議事録から削除され、また、私も本年3月20日の予算委員会質疑における安倍総理への「平和主義の法理の切り捨て」という違憲論点の追及において与党から水面下で議事録の削除要求を受けました——と考えています。なぜなら、憲法9条すら解釈改憲できるのであれば、他の憲法の条文など如何様にでも都合よく読み替え解釈改憲を強行し、それに基づいて安保法制のような法律を成立させることにより、権力者が望むどのような社会でもつくり出すことができるからです。

また、社会で正論を封殺している間に、憲法上内閣が権限を有する最高裁判事の任命権を行使して安保法制の違憲訴訟に対して合憲判決で確定させることができることも、忘れてはなりません。

そして、このような全体主義やファシズムともいうべき事態の進行などよりも、直近に差し迫った現実的な脅威として、私が、安倍総理が必ず実行すると確信していることが、安保法制の参議院での強行採決後の早期の自衛隊の海外への出動です。

お話ししたように、安倍総理とんでもない暴挙を積み重ねている以上、絶対に止まることができない。とすれば、安倍総理が行うことは、その暴挙を無きものにするための「事態の固定化」です。「違憲状態の既成事実化」と言い換えても構いません。本来ならば、成立した法律を廃止することや閣議決定を撤回することは幾らでも行うことができ、また、その前例も数え切れないほどあります。しかし、安倍総理は、自分が総理大臣の権力の座にある間に、目の前にある違憲立法への批判を封じ込め、そして、将来においてこうした廃止や撤回を防ぐために違憲の安保法制という事態を永久にひっくり返しようがないようにするべく、自衛隊の海外への出動を強行し、憲法9条と前文の平和主義を文字どおり「死文化」させることを強行してくると考えています。

この事態の固定化に本格的な戦争行為をする必要はありません。例えば、

海上自衛隊の護衛艦を安保法制で可能となる米国の戦争の後方支援などに出動させるだけで、安保法制は実行されたことになり、日本国憲法の憲法規範としての権威は完全に地にまみれてしまいます。そして、その後に、憲法改正が仕掛けられ、憲法9条と前文の平和主義は文字どおり、この世から完全に失われてしまうことになるでしょう。

ですので、この参議院審議の間に、何が何でも、安保法制の成立を阻止し、これを廃案に追い込み、7.1閣議決定を破棄させなければなりません。そして、このような主権者である国民の皆さんや議会制民主主義を無視し否定する暴挙を繰り返してきた安倍内閣を退陣に追い込まなければなりません。まずは、国民の皆さんが憲法を取り戻し、まともな民主主義とまともな政治を取り戻す、それ以上に重要なことは何もなく、為すべきこともありません。

そのためには、国民の皆さんに、中学生や高校生でもすぐに理解できる「昭和47年政府見解の読み替え」のインチキについて声を上げて頂き、この最強の論点で闘っていただくほかないと考えています。

安倍総理は、自衛隊の軍事力行使の拡大は正しいという信念であり、自分の解釈変更（7.1閣議決定）は正しいと考えているのですから、「戦争反対!」、「9条壊すな」というメッセージだけでは、安保法制を止めることはできないのです。

しかし、安保法制は「違憲だ!」、なぜなら、「昭和47年政府見解の読み替え」という「言いがかり、言葉遊びのインチキじゃないか!」、「真っ黒なものを白と言い張っているだけのデタラメだ!」、「私たち主権者の憲法を、こんなのインチキで奪うな!」、「憲法を返せ!」、「安倍総理のインチキから、みんなの力で憲法を取り戻そう!」という声が広がり、その追及が広がるのが、安倍政権にとって一番辛く堪^{こた}えるのです。

また、全国の各地域や国会前、首相官邸前のデモにお一人でも多くの方にご参加いただきたいのです。

そして、その時には、ぜひ、本書のスライドや昭和47年政府見解の起案文書をそのままプラカードにして頂いて、「昭和47年政府見解には集団的自衛

権行使は影も形もないぞ!」、「読んでも読み切れないのに勝手に読み替えるな!」、「集团的自衛権行使はゼロ!絶対行使できない!」などのプラカードを掲げていただきたいのです。こうしたプラカードが安倍政権や与党には一番効くのです。

こうした声がどんどん広がっていけば、こうした暴挙をご存じない良識的な与党の国会議員の方々も、「こんなとんでもないことをしているとは知らなかった。こんな言葉遊びで、憲法の戦争放棄や平和主義を捨て去ってしまい、自衛隊員を集团的自衛権の武力行使に出動させたり、国民をその戦争に巻き込んで死傷させてしまうことは許されない。また、こんなことを認めたら、もう日本は法治国家でなくなってしまう、議会制民主主義の国でもなくなってしまう。いや、日本語による常識すら通用しない、専制国家になってしまう。」とお考えになり、解釈改憲と安保法制から手を引く、あるいは、積極的に反対し、声をあげて下さるようになるでしょう。

安倍総理を止めるただ一つの方法は、彼の権力基盤を突き崩すことです。

政治権力は一人では行使できません。安倍総理を支えてしまっている国会議員に国民の皆さんの声を届けることが一番重要なのです。それは、自民党など与党の国会議員の皆さん、安保法制を応援してしまっている一部野党の国会議員の皆さんに、「いくら何でも、こんなめっちゃくちゃなことには付き合いきれない。」と考え、国民の皆さんのために行動していただくことなのです。

幸い参議院は来年 2016 年 7 月に必ず選挙があります。

多くの与党の参議院の先生方は、「昭和 47 年政府見解の読み替えの問題は、自分の参議院選挙の時でも、まったくそのまま存在し続ける。こんな問題を抱えて、国民の皆さんの大きな反対世論の中で、選挙ができるのだろうか。」ときっと心配になってきます。参議院は「良識の府」です。その不安の気持ちを、国民のための行動の確信に変えていただくのです。

また、衆議院はいついかなる時でも解散総選挙があり、遅くとも 2018 年 12 月には必ず任期満了選挙があります。

60 日ルールによる衆議院での再可決を阻止することも不可能ではありません。

国民の皆さんの声が大きくなれば、それがいつ選挙があるか分からない常在戦場といわれる衆議院議員の先生方にも届き、衆議院での三分の二の再可決を阻止することも可能になってくると思います。昭和 47 年政府見解の読み替えのインチキは永久になくなることはできません。三年半以内の衆議院任期満了時にも存在し続けます。

7 月 16 日の衆議院の本会議の際には、特別委員会の審議を打ち切っての強行採決であったため、この「読み替え」という恐ろしい根本のインチキを多くの衆議院の先生方は正確に詳しくご存じはありませんでした。しかし、国民の皆さんの怒りの声が届けば、「二度にわたって」このようなインチキの違憲立法に賛成票を投じてしまうことを多くの衆議院議員の先生方は、きっと信念を持って拒否して下さるはずです。つまり、衆議院の三分の二以上での再可決は、お一人、お一人の衆議院の先生方の力とそれを動かす国民の皆さんの力で阻止することができるのです。

また、解釈改憲と安保法制を先導してきた官僚も動揺しています。

私が 3 月に昭和 47 年政府見解の読み替えを暴露した時から、多くの安保法制に携わる官僚の皆さんから「参りました」という声を聞いています。官僚は優秀ですから、「こんなめっちゃくちゃな話がいつまでも持つ訳がない」とすべてを理解しています。また、解釈改憲や安保法制のお先棒を担ぐ行為は、国家公務員の憲法遵守擁護義務違反であり、それは当然に国家公務員法の懲戒処分事由になります。安倍総理が「読み替え」という暴挙をその政治力で維持できなくなれば、自分たちの保身のためにあっという間に手を引いていきます。

その結果、安倍総理は、国会議員からも官僚からも見放され裸の王様になって政権を維持できなくなるのです。

このお話は、衆議院の安保法制の特別委員会において安倍政権が徹底的な答弁拒否を行い、また、合計たったの116時間の審議時間だけであつという間に強行採決をしてしまったため（この問題だけを3月から6月まで10回の国会質疑を行った私でも答弁拒否の連続の中、時間が足りていません）、報道ではようやく本格的に取り上げられ始めたばかりであり、その内容も十分なものには至っていません。

しかし、誤解を恐れず申し上げれば、このお話は、日本社会で今一番重要なお話だと思います。また、戦後の日本社会にとっても最重要であり、あるいは、平和憲法の運命を決めるという意味では、世界的にも本当に重要なお話のはずです。

どうか、身の回りのあらゆる限りの方々にこのお話を伝えて頂き、また、お電話やFAX、お手紙やビラ、インターネットのフェイスブックやブログ、ツイッターなどあらゆる手段で、一人でも多くの方々に届けて頂きたいと願っています。参議院での審議は1ヶ月半かそこらしかないかもません。8月中までが勝負です。毎日、何度も何度も繰り返し発信をして頂くことが大切です。

また、お住まいの選挙区の与党議員の先生方に本書の内容をお伝えいただいて、国会議員としてこんな「読み替え」に賛成なさるべきでないことをご意見し、同時に、その議員のお考えを確認することもできます。すべての国会議員は、憲法遵守擁護義務を負っており（憲法99条）、「昭和47年政府見解の読み替えを認めるのですか？それはなぜですか？」という国民の皆さまの真剣かつ真摯な声を無視することはできないはずですから、これはとても重要な方法です。

また、同じことを各地域の政党の支部や、東京の政党本部にさせていただくこともできます。特に、国民の皆さまの税金からなる政党交付金をもらっている政党は、政党助成法第1条に「日本の民主政治の健全な発展に寄与することを目的」として政党交付金が交付されることになっていますので、「あなたの政党は、昭和47年政府見解の読み替えを認めるのですか？それはなぜですか？こんなことが民主政治の健全な発展になるのですか？」と聞いていただくこともできます。

解釈改憲と安保法制は、国民の皆さまの力で阻止することができるのです。憲法は安倍総理のものではありません。与党議員のものでもありません。ただ一人、主権者である国民の皆さまだけのものです。

まずは、憲法9条を国民の皆さまの手に取り戻しましょう。その上で、まともな民主主義と議会政治の基盤のうえで、日本の外交や安全保障政策のあり方を冷静に議論すればいいのです。私は、中国や北朝鮮の軍事的動向、中東でのテロの拡散など、日本周辺や世界の安全保障環境の変化を勘案しても、国民の皆さんの生命と日本の国益を守るために政策論として集団的自衛権行使は必要ないと考えていますが、しかし、その他の分野では幾つか法制度を整えるべきものがあると考えています。私が所属する民主党はこうした見地に立って、具体的な安保法制の改革案を4月28日に提言し、必要な立法作業を行っています。しかし、こうした議論は、あくまで、日本の民主主義と政治が現在の異常な状況を脱してから行うべきものであり、また、安倍内閣をこの夏で退陣させた後の秋の臨時国会からでも十分に間に合うことです。

なお、安倍総理が国会を無視して強行した米国議会演説などがありますが、米国はルールの国であり、アメリカンデモクラシーの国ですから、私たち日本国民が主権者として憲法を取り戻し、民主主義の力で安倍内閣を退陣させてもなんら動揺はしません。ある政治権力を国民の力で転換させることは民主主義国家では当たり前のことです。もちろん、安倍総理が強行した異常な外交に対し、新しい内閣が国家を代表して、米国民と米国政府・議会に対し、誠意あるお詫びをしなければなりません。その上で、主権国家どうしの外交を行っていけばいいだけです。

主権者である国民の皆さんの手に憲法を取り戻す。今を生きる私たちのために、将来の子ども達のために、絶対に取り戻さなければいけない。

それには、「昭和47年政府見解の読み替え」のインチキによる安保法制を撤回させ、7.1閣議決定を撤回させ、時計の針を一年前に戻してリセットすればいいだけです。

私も、先輩同僚の国会議員とともに、国民の皆さんと力を合わせて全力で闘うことをお誓いします。ともに頑張りましょう！

【参考】「昭和 47 年政府見解の読み替え」を示す国会答弁

■参外交防衛委員会 平成 27 年 3 月 24 日

- 小西洋之君 昭和四十七年の政府見解、この「外国の武力攻撃」ということについて、我が国に対する外国の武力攻撃だけではなくて、我が国でない他国に対する武力攻撃、同盟国に対する武力攻撃、そういうものも含まれると、そういうふうこれを考えていいんだということを、あなたは歴代の法制局長官から直接伺ったことはございますか。
- 政府特別補佐人（横畠裕介君） 直接聞いたことはございません。
- 小西洋之君 では、法制局の内部でそうした見解をおっしゃっていた方、いらっしゃいますか。
- 政府特別補佐人（横畠裕介君） この基本的な論理まで遡ってしっかりと検討したというのは、今回の閣議決定に至る過程の中でございます。
- 小西洋之君 では、要するに、今私が申し上げたような同盟国、我が国でない他国に対する外国の武力攻撃ということもここに概念的に含まれるというふうに考え出したのは、横畠長官、あなたが初めての法制局長官ということよろしいですね。
- 政府特別補佐人（横畠裕介君） 同様に考えていた者がいたかどうかは存じませんが、この昭和四十七年の政府見解そのものの組立てから、そのような解釈、理解ができるということでございます。

■衆平和安全法制特別委員会 平成 27 年 5 月 27 日

- 長妻委員 ……四十七年見解……この「外国の武力攻撃」というのは、これは、外国の日本に対する武力攻撃及び外国の密接に関係する相手国に対する武力攻撃と、両方含まれているということなんですね、四十七年見解というの。
- 横畠政府特別補佐人 ……「外国の武力攻撃」という部分は、必ずしも我が国に対するものに限定されていない。……というふうに理解しております。
- 長妻委員 四十七年見解、最終的には集団的自衛権を否定しているんですが、このよく引用される、外国の武力攻撃によって権利が根底から覆される、これは、我が国のみならず外国の他国への武力攻撃というものこの四十七年の時点で含んでいてこういうふうに書いたんだというふうに今おっしゃったわけですが、これは総理、これでよろしいんですね。
- 安倍内閣総理大臣 法制局長官が、ただいま政府を代表して見解を述べているところであります。

■参外交防衛委員会 平成 27 年 6 月 11 日

- 小西洋之君 ……四十七年見解を作ったときに今お認めになった限定的的な

集な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんだと、作ったときにですね、そういう理解でよろしいですか。

- 政府特別補佐人（横畠裕介君） ……法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないということでございます。

【解説】昭和 47 年政府見解の「外国の武力攻撃」の文言の読み替えとは、昭和 47 年政府見解の作成当時から同政府見解には「法理として限定的な集団的自衛権行使が存在していた」という考えと同一のものになります。

■衆 平和安保特別委員会 平成 27 年 6 月 26 日

- 横畠政府特別補佐人 論理といたしますのは、それを考えた人、個人の頭の中にもともとあります。しかし、それが言葉となって外に出れば、これはもう社会的な存在でございます。そういうものとして今、論理として生きているもの、それを論じている（略）その論理といたしますのは、だから、当時の担当者の頭から出て紙として今に残っている……。

【解説】横畠長官は、吉國長官等の「頭の中」に限定的な集団的自衛権行使の論理が存在し、それが言葉として外に出て昭和 47 年政府見解に書き込まれ論理として今に残っている、この生きている論理を 7.1 閣議決定においてホルムズ海峡事例などの当てはめに使用したと説明しているのです。

【補足説明】「昭和 47 年政府見解の読み替え」問題のより深い理解のために

「昭和 47 年政府見解の読み替え」問題のより深いご理解とこの問題の完全論破のために、巻末に以下の資料を掲載しています。やや専門的な内容となりますので、報道機関、法律関係者以外の方は、第二章にお進みいただいても結構です。

- (1) 昭和 47 年政府見解（全文）
- (2) 昭和 47 年政府見解（第三段落）の「三つの構造分割」論の否定
- (3) 安倍内閣による解釈改憲の主張のポイント（まとめ）
- (4) 解釈改憲の構図の解説
- (5) 「読み替え」が可能となるための必須 6 条件とその全てへの矛盾
- (6) 「読み替え」の歴代の国会答弁等の矛盾イメージ図
- (7) 安倍内閣の「昭和 47 年政府見解前後の国会答弁等との矛盾」の説明とその論破
- (8) 安倍内閣が解釈改憲に昭和 47 年政府見解を利用した理由
- (9) 昭和 47 年政府見解の作成者の答弁とその解説